



令和6年度社会福祉法人岩倉市社会福祉協議会事業計画

基本方針

市町村社会福祉協議会は、昭和58年に社会福祉協議会が地域福祉を支援する活動団体と規定されました。平成12年には社会福祉法改正により、社会福祉協議会の目的として「地域福祉の推進を図ること」が規定され、今日に至っております。

この間、わが国においては、バブル経済の崩壊、リーマンショック、世界で引き起こされる紛争等による様々な影響や今日に至っては、物価高騰、少子高齢社会による生産年齢人口の減少などを起因とした働き手不足など先行きが見えない不安な状況に至っており、生活困窮や孤立・孤独などの課題が顕在化されてきました。

本会におきましては、近年、複雑化、多様化する地域課題に対し、高齢者、障害者、子育て世代、生活困窮者ら様々な人たちの相談に寄り添い、地域で安心して暮らすことができるよう行政、民生委員児童委員協議会、市内社会福祉法人、福祉関係団体、ボランティア・市民活動団体等との連携・協働していく必要があります。

そのためにも本会の「誰もが安心して暮らすことができる福祉のまちづくり」の基本理念を念頭に、支会活動事業やボランティアセンター活動事業を軸とした地域福祉事業をさらに推進していきます。

全ての人が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる「地域共生社会」の実現に向けて、地域福祉事業の推進を図るとともに岩倉市と共同事務局として第3期岩倉市地域福祉計画並びに地域福祉活動計画の推進に努めます。

近年、自然災害が日本各地で発生しており、近い将来発生が懸念される南海トラフ巨大地震による大規模災害への備えや対応の整備が急務になっています。

災害時の事業継続計画を実行性のあるものとすべく、教育・訓練を実施し、事業が継続可能となるよう体制づくりに努めます。災害後には、復興支援となる災害ボランティアセンターについても平時から岩倉市をはじめとする関連機関と連携を図り、対応できるよう努めます。

また、介護の人材不足は深刻で、本会も同様であります。今後の介護事業の在り方について検討してまいります。併せて、経営管理の強化、各種事業の適切な運営、働き方改革の対応や財務規律の強化などに取り組むとともに、地域に信頼



される社会福祉法人の運営推進に努めます。

重点目標

1 信頼される法人経営

地域福祉を推進する中核組織として、経営組織のガバナンス強化、事業運営の透明性の向上、財務規律の強化、地域における公益的な取組の実施に対し、地域に信頼される法人経営に努めます。

事業継続計画を基に教育・訓練を実施し、災害時において事業継続が可能となる体制づくりに努めます。

介護事業においては、利用者の人権、虐待防止、感染症の発生やまん延防止等のため、必要な体制整備に努めます。

2 共に暮らす地域づくり

住民の主体的な福祉活動が行われるようボランティアセンターにおいて、ボランティアの育成のための講座や地域福祉講座を開催し、地域福祉にかかわるボランティアの育成や幅広い世代のボランティア活動の参加促進を図ります。また、7つの支会活動をさらに推進し、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせるまちづくりを支援します。

行政と連携を図り、第3期岩倉市地域福祉計画並びに地域福祉活動計画の推進

に努めるとともに、地域共生社会の実現に向け、本会事業と市受託事業である地域包括支援センター事業、生活支援コーディネーター事業とも一体的に地域課題に取り組む体制づくりに努めます。

3 介護事業継続の検討

介護事業は、超高齢社会の進展により需要は拡大していますが、人手不足は深刻であります。本会の訪問介護事業、居宅介護支援事業とも人員減少により今後の事業の在り方、介護事業の継続について検討します。

事業内容

第1 社会福祉事業

1 法人運営事業

信頼される法人経営を推進するため、以下の事業を実施します。

(1) 法人運営事業

- ア 理事会及び評議員会の適切な運営
- イ 会員の加入促進による安定した自主財源の確保
- ウ 研修等による職員の人材育成
- エ 広報紙の発行（共同募金配分金事業）と、市広報及び報道機関等への各種事業紹介やホームページでの啓発及び各種事業紹介
- オ 福祉サービスに対する苦情への適



切な対応と第三者委員会の開催
力 個人情報保護の周知・徹底化
キ 働き方改革の推進
ク 事業継続計画の教育・訓練の実施

2 地域福祉活動推進事業

地域福祉活動の推進組織として市域を7つの小地域に区分し地域の実情に応じて住民自らが主体となる福祉活動を推進することを目的に以下の事業を実施します。

(1) 支会活動事業

ア 支会活動推進委員会の開催
イ 地域住民による地域の実情に合わせた支会活動の推進
ウ 使用済み切手等の収集活

(2) 福祉機器貸出事業

ア 在宅介護用福祉機器等の貸出

3 地域福祉計画推進事業（市受託事業）

岩倉市地域福祉計画の推進のため以下の事業を実施します。

- (1) 第3期地域福祉計画並びに地域福祉活動計画の推進
- (2) 地域つながりづくり会議の推進
- (3) いわくらあんしんねっとの推進

4 ボランティアセンター運営事業

- (1) ボランティアセンター事業
住民のボランティアに関する理解と

関心を深めるとともに、ボランティアの育成と活動支援、ボランティア活動に必要な連絡調整を行い、もって地域の社会福祉の増進に資することを目的に以下の事業を実施します。

- ア ボランティアセンター運営委員会の開催（共同募金配分金事業）
- イ ボランティア養成講座の開催（共同募金配分金事業）
- ウ ボランティア相談・登録・あっせん活動
- エ 各種ボランティア活動団体への支援・協力
- オ ボランティア連絡協議会への支援（共同募金配分金事業）・協力
- カ ボランティア活動用品貸出、レンタリエーション用品貸出
- キ ボランティア活動保険の受付窓口
- ク 福祉フェスティバルの開催（共同募金配分金事業）
- ケ 災害ボランティア活動事業
 - (ア) 災害ボランティアセンターの設置訓練
 - (イ) 災害ボランティアセンター運営資機材の整備
 - (ウ) 災害ボランティア活動に関する支援

- (エ) あいち災害ボランティアセンタ一運営システム構築（県社協事業）
の情報通信技術（ICT:Information



and Communication Technology)

の活用

(2) 福祉教育事業

市内小中学校を福祉協力校に指定し、手話をはじめとする体験学習を実施する福祉実践教室をはじめ、福祉への理解と関心を深めることを目的に以下の事業を実施します。

ア 福祉実践教室の開催（共同募金配分事業）

イ 青少年等ボランティア福祉体験学習の開催（県社会福祉協議会事業）

ウ 福祉体験作文コンクール（県社会福祉協議会事業）

5 いきいき介護サポーター事業（市受託事業）

高齢者が高齢者施設で、介護サポーター活動を通して、社会参加、地域貢献を行いながら、自らの介護予防及び健康増進に取り組むことを支援するため以下の事業を実施します。

(1) サポーターの登録

(2) サポーター等介護予防の研修会の開催

(1) 高齢者福祉事業

ア 老人クラブへの助成

(2) 障害者福祉事業

ア スポーツフェスティバルの開催

イ 夢コンサートの開催

ウ ニューミックステニス大会への助成

エ おもちゃ図書館の運営

(3) 児童・青少年福祉事業

ア 福祉実践教室の開催（再掲）

(4) 福祉育成・援助事業

ア 広報紙の発行（再掲）

イ 火災住居への見舞金

(5) ボランティア育成事業

ア ボランティアセンターの運営（再掲）

イ ボランティア養成講座等の開催（再掲）

(6) 各種福祉団体等への助成事業

(7) 歳末たすけあい配分金事業

ア ひとり暮らし高齢者事業

イ 介護者手当受給者への義援金等の配付

ウ 児童福祉施設通所者へ義援金等の配付

エ 子ども食堂への助成

6 共同募金配分金事業

赤い羽根共同募金運動、歳末たすけあい運動による配分金を活用し、地域福祉推進のため以下の事業を実施します。

7 資金貸付事業

低所得世帯で、失業等により生活に困窮し、日常生活が困難な世帯に対して、



資金を貸付し、社会参加を促進し、経済的自立と生活意欲の助長することを目的に以下の事業を実施します。

(1) 貸付

相談支援業務

(2) 生活福祉資金貸付事業（県社会福祉協議会受託事業）

ア 総合支援資金貸付

イ 福祉資金貸付

ウ 緊急小口資金特例貸付償還事務

(3) くらし資金貸付事業

(4) 出産資金貸付事業

(5) 法外貸付事業

8 福祉サービス利用援助事業

認知症高齢者や知的障害者、精神障害者など福祉サービスの契約や利用料の支払いなどに不安を感じている人に対して、生活支援員などによる自立生活を支援する目的に以下の事業を実施します。

(1) 日常生活自立支援事業の推進（県社会福祉協議会受託事業）

9 訪問介護事業（介護保険法等）

訪問介護を必要とする人に対し、その居宅において、住み慣れた地域で安心して生活が送れるよう以下の事業を実施します。

(1) 訪問介護事業（介護保険事業）

(2) 第一号訪問事業（介護予防・日常生活

支援総合事業）

(3) ひとり親家庭等日常生活支援事業（市受託事業 母子及び父子並びに寡婦福祉法）

(4) 子育て世帯訪問支援事業（市受託事業 児童福祉法）

10 障害福祉サービス事業（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律）

訪問介護を必要とする人に対し、その居宅において、住み慣れた地域で安心して生活が送れるよう以下の事業を実施します。

(1) 居宅介護事業

(2) 移動支援事業

11 居宅介護支援事業（介護保険法）

要介護認定者、要支援認定者、事業対象者に対し、介護に関するサービス計画を作成し、住み慣れた地域で安心して生活が送れるように、介護サービスやその他保健医療サービス、福祉サービスが適切に利用することができるよう以下の事業を実施します。

(1) 居宅介護支援事業

(2) 介護予防支援事業（地域包括支援センター受託事業）

12 生活支援コーディネーター事業（市



受託事業)

高齢者等が住み慣れた地域で安心して生活することができるよう、生活支援コーディネーターを配置し、生活支援・介護予防サービスの体制整備を推進することを目的に事業を実施します。

(1) 地域支援事業

- ア 包括的支援事業
- イ 地域包括ケアシステムの推進
- ウ 認知症初期集中支援チーム

(2) 予防支援事業

- ア 指定介護予防支援事業

13 基金運営事業

地域福祉の増進の寄与、介護事業の運営の安定を目的に基金の適切な運営に努めます。

- (1) 社会福祉基金運営事業
- (2) 介護運用積立基金運営事業

第2 公益事業

1 岩倉市ふれあいセンター事業 (市受託事業)

平成21年度から岩倉市ふれあいセンターの指定管理者として岩倉市から指定を受け、各種団体への利用促進と管理運営のため以下のとおり実施します。

- (1) 利用許可等に関する業務
- (2) 維持管理に関する業務
- (3) 利用者懇談会の開催

2 岩倉市地域包括支援センター事業 (市受託事業)

高齢者を対象に住み慣れた地域で安心して暮らせるよう幅広い支援を行うことを目的に以下の事業を実施します。

3 岩倉東部地域包括支援センター事業 (市受託事業)

高齢者を対象に住み慣れた地域で安心して暮らせるよう幅広い支援を行うことを目的に以下の事業を実施します。

(1) 地域支援事業

- ア 包括的支援事業
- イ 地域包括ケアシステムの推進
- ウ 認知症初期集中支援チーム
- エ 認知症地域支援推進員

(2) 予防支援事業

- ア 指定介護予防支援事業